

信書便事業者 各位

平成 28 年 9 月吉日  
一般社団法人 信書便事業者協会  
電話：050-3786-4040

## 関東信書便管理者実務講習の開催について

平素より当協会の活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、多くの方々が「安心」「安全」「確実」に信書便サービスを利用頂ける機会を拡大すべく、主に事業を営む皆様を対象に講習会を開催してまいりました。

信書便市場が一定拡大する中、総務省情報通信審議会において、「事業者の社会的信用の維持向上と事業の適正な実施の確保といった信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組が従来に増して重要となることから、広報活動や講習会の実施、利用者保護等の信書便事業者団体の自主的な取組を促進することが適当」との答申がなされました。

この答申を受け、当協会としましては、昨年4月に「信書便市場の活性化に関する有識者委員会」を設置し、協会の果たすべき役割のあり方等について具体的検討を開始しますとともに、講習会につきましても、昨年から「実務型」に転換し、「信書便管理者実務講習」としています。また、今年から講習①として、信書や信書便制度、信書便約款の概要について説明する時間を新たに設けております。

この講習の受講により、日常の業務において、信書便管理者として必要とされる法令上の知識を基礎から履修することができます。

当協会としましては、総務省との連携の下、上記有識者委員会からご提言を頂く中で、さらに講習内容を充実させていきたいと考えておりますが、事業者の皆様におかれては、実務講習会へ積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

尚、講習を修了されました受講者には協会より、修了証を発行いたします。今後、総務省の信書便事業検査の事前調査票において講習等履歴の記載がございますので、大切に保管ください。

### 記

日 時：平成 28 年 10 月 28 日（金）  
13 時 10 分受付開始 13 時 30 分講習開始 17 時 30 分終了予定  
場 所： エムワイ貸会議室 お茶の水  
東京都千代田区神田駿河台 2-1-20 お茶の水ユニオンビル 4F  
主 催：一般社団法人 信書便事業者協会  
協 力：総務省 郵政行政部信書便事業課  
総務省 関東総合通信局  
受 講 料：御一人様 5,000 円（実費のみの費用です）領収書発行いたします。

## 講習概要（案）

- ① 13：30 から 13：40 主催者挨拶
- ② 13：40 から 13：50 総務省挨拶
- ③ 13：50 から 14：50 講習①信書便事業者の心得
- ④ 15：00 から 16：00 講習②信書便管理規程等の概要
- ⑤ 16：10 から 16：40 講習③グループディスカッション
- ⑥ 16：40 から 17：00 理解度テスト
- ⑦ 17：00 から 17：05 テスト解説
- ⑧ 17：05 から 17：25 講習④活動報告
- ⑨ 17：25 から 17：30 閉講式

★お申込締切日 10月14日（金）別紙用紙「参加申込書」を FAX にて事務局までご送信ください。尚、参加される方の氏名を必ずお書きください。複数の場合でもお書き願います。（修了証に記載のためご協力お願い致します。また当日、受講される方のお名刺もいただきますので、宜しくお願い致します。

### （参考）

#### 信書便管理者実務講習の講習②「信書便管理規程等の概要」の主な内容

- はじめに（信書便管理規程とは）
- 信書便管理者規程の目的と構成
- 所属長の役割
- 信書便管理者の役割
- 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法の遵守及び管理  
（引受け、送達、配達、還付・転送、顧客情報等）
- 事故発生時等の措置
- 教育及び訓練
- その他（事業許可後の手続き等）

※ 事例研究は、グループ単位で討議を行う形式です。

※ 本講習を全て受講された皆様には、当協会会長名による「修了証」を交付します。

（以上）

ご不明な点がございましたら、事務局（050-3786-4040）ご連絡ください。